

武蔵野市スポーツボランティア HANDS 会員規約

(総則)

第1条

武蔵野市スポーツボランティア HANDS 会員規約（以下「本規約」という）は、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団（以下「事業団」という）が運営する、武蔵野市スポーツボランティア HANDS（以下「HANDS」という）に登録した会員（以下「会員」という）の規約を定めるものです。

一部改正 [令和4年1月]

一部改正 [令和4年4月]

(理念)

第2条

HANDS の活動理念は、以下のとおりです。

- (1) 私たちは、一人ひとりの心のこもったサポートの輪が広がることで、誰もがスポーツに親しむことができる社会、スポーツを通じて笑顔と活気があふれる社会が実現できると信じています。
- (2) 私たちは、スポーツをする人、観る人が、その楽しさを享受できるよう心を込めてサポートするとともに、サポートの中にあるかけがえのない喜びを見つけ、これを仲間と共有し、サポートの輪を広げていきます。

(目的)

第3条

事業団は、HANDS を以下の目的で運営します。

- (1) 誰もがスポーツに親しむことができる環境をつくります。
- (2) 障害者スポーツを含めたスポーツを支える仕組みをつくります。
- (3) スポーツを支える仲間をつくります。

一部改正 [令和4年1月]

(内容)

第4条

HANDS の活動内容は、以下のとおりです。

- (1) 事業団が開催するスポーツイベント、または武蔵野市内で行われるスポーツ大会の運営をサポートすること

- (2) 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを目指した取組みに関する事
- (3) その他、スポーツの振興を図る活動に関する事

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(本規約と変更)

第 5 条

- 1 本規約に同意し、本規約を遵守する方に限り、第 6 条に定める会員としての権利が付与されます。
- 2 事業団は、会員の事前の了承を得ることなく、自らの裁量によって、本規約を変更することができるものとします。なお、規約変更の際は、その内容を会員に対して周知します。
- 3 変更後の本規約は、変更後の本規約を事業団ホームページに掲載するなどして公開した日から効力を生じるものとします。

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(会員の権利)

第 6 条

- 1 会員の権利は、以下のとおりです。
 - (1) 事業団が募集するイベントやスキルアップ研修等（以下「イベント等」という）へのエントリーする権利
 - (2) スポーツボランティアに関する情報提供を受けられること
 - (3) その他事業団が会員に提供するサービス
- 2 事業団は、HANDS 及びイベント等の中断、中止に基づいて会員に何らかの損害が生じたとしても、これについて一切の責任を負いません。

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(会員登録)

第 7 条

- 1 本規約における会員とは、本規約に同意のうえ、HANDS への登録申込みを行い、事業団が登録を承認した者をいいます。
- 2 HANDS への会員登録を行う者は次の全ての条件を満たす者とします。
 - (1) 武蔵野市内在住・在勤・在学等の武蔵野市と関わりのある高校生以上の者
 - (2) 営利目的（商業目的等）を有していないこと
 - (3) 過去に事業団から会員資格を取り消され、又は退会処分を受けたことのないこと
 - (4) 登録の申込内容に虚偽の記載がないこと
- 3 事業団は、電子メール、もしくは他の方法で登録申込者に通知することによって登録

申込みを承諾したものとみなします。なお、会員登録後に会員が前項各号の条件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、事業団は当該会員の資格を取り消すことができるものとします。

- 4 会員は、登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更を登録するものとします。変更の登録がなされなかったことにより会員に損害が生じたとしても、事業団は一切責任を負いません。

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(会員の義務)

第 8 条

- 1 会員は、本規約及びその他事業団が通知する事項を遵守し、HANDS の活動・業務の妨げになる行為を行わないものとします。
- 2 会員は、以下の各項目の行為を行うことはできません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) HANDS の運営を妨害する行為
 - (3) 法令又は公序良俗に違反する行為
 - (4) 犯罪行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 事業団又は第三者が有する著作権、商標権、特許権等の知的財産権を侵害する行為
 - (6) 事業団、他の会員、第三者の信用若しくは名誉を毀損し、又は第三者のプライバシー若しくは肖像権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (7) HANDS のロゴ及び HANDS の活動によって得た物品又は情報等を営利目的その他事業団が許諾していない態様で取得、利用、販売等する行為
 - (8) 宗教団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為
 - (9) その他、事業団が合理的な理由に基づき HANDS として不適切と判断する行為

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(損害賠償)

第 9 条

会員は、HANDS の活動において、自己の責めに帰すべき事由により事業団又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(退会)

第 10 条

- 1 会員は、以下の場合に HANDS を退会するものとします。
 - (1) 第 8 条に定める会員の義務の不履行があり、事業団が会員を退会処分とした場合

(2) 会員が自ら事業団に退会の届出を行い、届出が受領された場合

(3) 会員が死亡した場合

2 会員が退会する場合は、前項の退会の事由が生じた時点をもって退会とします。

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(個人情報)

第 11 条

事業団は、会員から得た個人情報について、「事業団個人情報保護規程」に基づき、プライバシー保護に努めます。

一部改正 [令和 4 年 1 月]

(活動への参加)

第 12 条

会員がイベント等にエントリーする場合には、以下の点に従うこととします。

(1) 事業団、及びイベント等の主催者からの指示、参加案内、マニュアル等に従ってください。

(2) イベント等及びイベント等の説明会には必ず会員本人が参加してください（代理人での参加や、参加者の変更はできません）。

(3) イベント等には適切な服装で参加すること（なお、当日、主催者等によりふさわしくない服装であると判断された場合は、主催者等の指示に従っていただきます）。

(4) イベント等に先立って支給された物品がある場合には、イベント等の当日に必ず持参し使用すること。

(5) 会員は、以下に該当する場合、イベント等へ参加できません。

ア 主催者等に迷惑行為と判断される行為をした場合

イ 酒気帯びや他者を不快にさせるような行為・身だしなみなど、ボランティアとしてふさわしくないと主催者等に判断された場合

ウ イベント等に参加する資格がない場合

(6) イベント等に先立って説明会が開催される場合には、会員は当該説明会に必ず参加してください。

(7) イベント等において必要な場合を除き、イベント等の参加者その他関係者の個人情報を聞き出さないでください。また、イベント等への参加にあたって知り得た個人情報や機密情報を漏洩、利用しないでください。

(8) イベント等の参加者その他関係者にイベント等とは関係のない勧誘（宗教やマルチ商法など）を行わないでください。

(9) イベント等の参加者同士のトラブルに関しては事業団では一切責任を負いません。参加者同士で協議のうえ、解決してください。

- (10) 各種案内や配付するマニュアル等の情報は、関係者以外に複製、配付等をしないでください。また、これらのインターネット・SNS等への引用、掲載はしないでください。
- (11) 事業団において、本活動に参加する会員を被保険者とする保険に一括加入します(会員の個人負担はありません)。保険の適用範囲は保険契約の内容に基づくものとし、事業団等主催者の指示を遵守しなかった場合等、保険会社により保険金の支給が不適切と判断された場合には、適用することができません。
- (12) 会員は、イベント等及びイベント等の説明会において撮影された映像、写真等に肖像が映り込むことを理解し、会員の肖像が写り込んだ映像、写真等をテレビ・新聞・雑誌・インターネット・ポスター・パンフレット等に掲載させることがあることに予め同意します。
- (13) 事業団以外の団体を主催者とするイベント等への参加において、会員に何らかの損害が生じた場合において、事業団は一切責任を負いません。

一部改正 [令和4年1月]

(協議事項)

第13条

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員及び事業団は双方誠意を持って協議のうえこれを解決するものとします。

一部改正 [令和4年1月]

平成31(2019)年4月1日 制定

令和4年1月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正